様式第15号（第３条関係）

（表）

エックス線装置設置届

年　　月　　日

（宛先）下関市立下関保健所長

〒

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者　(管理者) | 住所氏名 |

　下記のとおりエックス線装置を備えたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 電話　　　　―　　　　 |
| 所在地 | 　 |

|  |
| --- |
| エックス線装置に関する事項 |
| 製作者 | 　 | 出力定格 | 連続 | KVP　　　　mA |
| 型式 | 　 | 短時間 | KVP　　 　mAs |
| 台数 | 台 | エックス線管の数 | 管球 | 蓄放式 | KV　　　　μF |
| 用途 | 透視用　・　一般撮影用　・　ＣＴ　・　歯科用　・　その他(　　　　　　) |
| 設置年月日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| エックス線装置の障害防止に関する構造設備 |
| 医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽 | 有・無 | 装　置撮影用 | 照射野絞り装置 | 有 ・ 無 |
| 医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離 | cm |
| 付加ろ過板の総ろ過 | mmAL当量／Mo当量 |
| 間接撮影装置胸部集検用 | 利用線錐が角錐型かつ照射野絞り装置 | 有 ・ 無 |
| 透視装置 | 患者への入射線量率(50mGy／分) | 以下　・　超 |
| 高線量率透視制御装置 | 有・無 | 接触可能表面から10cmの距離において1μGy／1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体 | 有 ・ 無 |
| 透視時間の積算及び一定時間経過時の警告ができるタイマー | 有・無 |
| 遮蔽物から10cmの距離において1μGy／1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物 | 有 ・ 無 |
| 焦点皮膚間距離保持装置(最短距離30cm)又はインターロック | 有・無 |
| 携帯型装置移動型・ | エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造 | 有 ・ 無 |
| 照射野絞り装置 | 有・無 |
| 受信器通過エックス線空気マーカー率(接触可能表面から10cm) | 150μGy／時以下150μGy／時超 | 保管場所 | 　 |
| 最大照射野外3cmを通過したエックス線の空気マーカー率(接触可能表面から10cm) | 150μGy／時以下150μGy／時超 | 装　置治療用 | ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック | 有 ・ 無 |
| 利用線錐以外のエックス線遮蔽手段 | 有・無 | 装　置口内法 | 照射筒先端における照射野の直径 | cm |

（裏）

|  |
| --- |
| エックス線診療室の障害防止に関する構造設備 |
| 画壁等の構造 | 構造概要区分 | 構造又は材料 | 厚さcm | 画壁等の外側における実効線量 | 1mSv／週以下1mSv／週超　 |
| 天井 | 　 | 　 | 操作室 | 有・無 |
| 床 | 　 | 　 | 出入口における使用中の表示 | 有・無 |
| 画壁 | 東 | 　 | 　 | 標識 | 有・無 |
| 西 | 　 | 　 | 注意事項の掲示 | 有・無 |
| 南 | 　 | 　 | 管理区域 | 区域の設定 | 有・無 |
| 北 | 　 | 　 | 境界における実効線量 | 1.3mSv／3月以下1.3mSv／3月超　 |
| 監視用窓 | 　 | 　 |
| 出入口の扉 | 　 | 　 | 標識 | 有・無 |
| その他の開口部 | 　 | 　 | 立入制限措置 | 有・無 |
| その他障害の予防装置 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量 | 250μSv／3月以下250μSv／3月超　 | 被ばく防止従業者等の | 防護用具(防護前掛等) | 有・無 |
| 被ばく放射線測定器具 | フィルムバッチ・ポケット線量計・リングバッチ・TLD・その他(　　　　　　) |
| 入院患者の実効線量(診療により被ばくする放射線を除く。) | 1.3mSv／3月以下1.3mSv／3月超　 |
| エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師 |
| 氏名 | 職種 | エックス線診療に関する経歴(免許番号及び取得年月日) |
| 　 | 　 | 　 |

　添付書類

　　１　エックス線診療室の周辺図（隣室及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を

設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）

　　２　エックス線診察室の見取図（平面図及び側面図）

　　３　敷地の境界までの実効線量の測定結果（測定することが著しく困難な場合にあっては、その計算

値）を記載した書類

　　４　エックス線装置のカタログ

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。